

※赤枠箇所のみ今回適用

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙 土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 法定福利費 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p><u>カ 建設業退職金共済契約に係る掛金</u> <u>建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</u></p> <p><u>キ</u> 福利厚生費 [略]</p> <p><u>ク</u> 事務用品費 [略]</p> <p><u>ケ</u> 通信交通費 [略]</p> <p><u>コ</u> 動力用水光熱費 [略]</p> <p><u>サ</u> 交際費 [略]</p> <p><u>シ</u> 補償費 [略]</p> <p><u>ス</u> 租税公課 [略]</p> <p><u>セ</u> 保険料 [略]</p> <p><u>ソ</u> 外注経費 [略]</p> <p><u>タ</u> 工事登録等費 [略]</p> <p><u>チ</u> 公共事業労務費調査に要する費用 [略]</p> <p><u>ツ</u> 雑費 [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第6. 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(15) [略] [削る。]</p> <p>(16) 開発費償却 [略]</p> <p>(17) 租税公課 [略]</p> <p>(18) 保険料 [略]</p> <p>(19) 契約保証費 [略]</p> <p>(20) 雑費 [略]</p> <p>2・3. [略]</p> <p>4. 一般管理費率の補正 [削る。]</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。<u>なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。</u></p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い <u>別表5の保証の方法ごとに定める補正值を別表4で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に別表6の補正值を加算して得た率とする。</u></p> <p>(3) 支給品等の取扱い 資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>第7～第10 [略]</p>	<p>別紙 土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 法定福利費 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額 <u>並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</u> [新設]</p> <p><u>カ</u> 福利厚生費 [略]</p> <p><u>キ</u> 事務用品費 [略]</p> <p><u>ク</u> 通信交通費 [略]</p> <p><u>ケ</u> 動力用水光熱費 [略]</p> <p><u>コ</u> 交際費 [略]</p> <p><u>サ</u> 補償費 [略]</p> <p><u>ス</u> 租税公課 [略]</p> <p><u>セ</u> 保険料 [略]</p> <p><u>ソ</u> 外注経費 [略]</p> <p><u>タ</u> 工事登録等費 [略]</p> <p><u>チ</u> 公共事業労務費調査に要する費用 [略]</p> <p><u>ツ</u> 雑費 [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第6. 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(15) [略] <u>(16) 試験研究費償却</u> <u>新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</u></p> <p>(17) 開発費償却 [略]</p> <p>(18) 租税公課 [略]</p> <p>(19) 保険料 [略]</p> <p>(20) 契約保証費 [略]</p> <p>(21) 雑費 [略]</p> <p>2・3. [略]</p> <p>4. 一般管理費率の補正 <u>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</u></p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い <u>前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正值を加えて得た率とする。</u></p> <p>(2) 支給品等の取扱い 資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>第7～第10 [略]</p>

別表1 工種区分

別表2・別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y <sub>n</sub> )	<u>25.13%</u>	<u>-5.21826</u> ・log X <sub>p</sub> + <u>60.08343</u>	<u>10.63%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

別表1 工種区分

別表2・別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y <sub>n</sub> )	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u> ・log X <sub>p</sub> + <u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

改 正 後				
3-2 【略】				
4. 土質改良工 【略】				
4-1 機種の種類 使用する機種の機種・規格は次表を標準とする。				
表4.1 機種の種類				
作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量
固化材投入、攪拌・土質改良	自走式土質改良機	[解砕・固化材混合式] <u>通称20t級</u>	台	1
改良対象土投入	バックホウ	超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型 <u>バケット容量0.8m³</u>	〃	1
(注) 【略】				
4-2~4-5 【略】				
5. 単価表				
(1) 【略】				
(2) 土質改良工100㎡当り単価表				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	1×100/D	表4.2、表4.3
特 殊 作 業 員		〃	1×100/D	〃
固 化 材		t		表4.4、式4.1
自走式土質改良機運転	[解砕・固化材混合式] <u>通称20t級</u>	口	100/D	表4.1、表4.3
バックホウ運転	超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型 <u>バケット容量0.8m³</u>	〃	100/D	〃
諸 雑 費		式	1	表4.5
計				
(注) 【略】				
(3) 機械運転単価表				
機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項	
自走式土質改良機運転	[解砕・固化材混合式] <u>通称20t級</u>	機-24	燃料消費量→122 機械損料数量→1.84	
バックホウ	超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型 <u>バケット容量0.8m³</u>	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→106 機械賃料数量→1.80	
<b>3. コンクリート工</b>				
①・② 【略】				
(3) 鉄筋工				
1. 適用範囲				
本資料は、河川・海岸・道路・水路・橋梁・トンネル等の鉄筋構造物のうち、現場における加工・組立及び継手に適用する。なお、鉄筋は普通鉄筋、異形棒鋼を問わず適用できるものとする。また、鉄筋工の継手は重ね継手を標準とし、ガス圧接継手				

現 行				
3-2 【略】				
4. 土質改良工 【略】				
4-1 機種の種類 使用する機種の機種・規格は次表を標準とする。				
表4.1 機種の種類				
作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量
固化材投入、攪拌・土質改良	自走式土質改良機	[解砕・固化材混合式] <u>機械質量20t級</u>	台	1
改良対象土投入	バックホウ	超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型 <u>山積0.8m³ (平積0.6m²)</u>	〃	1
(注) 【略】				
4-2~4-5 【略】				
5. 単価表				
(1) 【略】				
(2) 土質改良工100㎡当り単価表				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	1×100/D	表4.2、表4.3
特 殊 作 業 員		〃	1×100/D	〃
固 化 材		t		表4.4、式4.1
自走式土質改良機運転	[解砕・固化材混合式] <u>機械質量20t級</u>	口	100/D	表4.1、表4.3
バックホウ運転	超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型 <u>山積0.8m³ (平積0.6m²)</u>	〃	100/D	〃
諸 雑 費		式	1	表4.5
計				
(注) 【略】				
(3) 機械運転単価表				
機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項	
自走式土質改良機運転	[解砕・固化材混合式] <u>機械質量20t級</u>	機-24	燃料消費量→122 機械損料数量→1.84	
バックホウ	超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型 <u>山積0.8m³ (平積0.6m²)</u>	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→106 機械賃料数量→1.80	
<b>3. コンクリート工</b>				
①・② 【略】				
(3) 鉄筋工				
【新設】				

や機械式継手(グラウト)、機械式継手(ねじ加工)の場合は材料費・設置手間を別途計上する。

### 1-1 適用出来る範囲

#### 1-1-1 加工・組立

- (1) 一般構造物(鉄筋径:10mm~51mm)
- (2) 橋梁用床版(鉄筋径:13mm~25mm)
- (3) 場所打ち杭の鉄筋かご(鉄筋径:13mm~35mm)
- (4) トンネル内構造物(鉄筋径:10mm~51mm)
- (5) 差筋および杭頭処理(鉄筋径:10mm~51mm)

#### 1-1-2 継手

- (1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式(半自動式)のガス圧接継手
- (2) 鉄筋径16mm~51mmまでのガス圧接継手
- (3) 現場で打設する鉄筋コンクリート構造物の組立作業における軸方向鉄筋の機械式継手工
- (4) ロックナットが無く、有機系グラウト材を用いるねじ筋鉄筋継手(グラウト固定方式)
- (5) スリーブ圧着ネジ継手、摩擦圧接ネジ継手
- (6) 鉄筋径13mm~51mmまでの機械式継手

### 1-2 適用出来ない範囲

#### 1-2-1 加工・組立

- (1) ダム本体工事における鉄筋工
- (2) 鉄筋工の歩掛が個別に設定されている工種(コンクリートブロック積(張)工、コンクリート舗装工、橋梁地覆補修工、ポストテンション桁製作工、PC橋架設工、ポストテンション場所打ホロスラブ橋工、ポストテンション場所打箱桁橋工、伸縮装置工、沓座拡幅工)

#### 1-2-2 継手

- (1) 熱間押抜法によるガス圧接継手
- (2) プレキャスト(継手内蔵)、コンクリート打継面(鉄筋継手を一断面に集めて配置)の接合
- (3) ロックナット付、無機系グラウト材を用いるねじ筋鉄筋継手(グラウト固定方式)
- (4) モルタル充填継手

## 2. 施工概要

### 2-1 施工内容

#### 2-1-1 加工・組立

鉄筋を設計図に示された形状及び寸法に一致するように、鉄筋加工機等を用いて加工し、鉄筋結束線等により組立てる工法である。

#### 2-1-2 ガス圧接継手

2本の鉄筋を酸素とアセチレンなどの可燃性ガスの火炎によって金属端面を高温に加熱し、同時に軸方向の圧力をかけることで接合を行う工法である。

#### 2-1-3 機械式継手(グラウト)

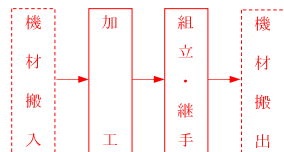
2本の鉄筋を、カブラー(スリーブ)と鉄筋の隙間に高強度のグラウト材を注入・硬化させることで接合を行う工法である。

#### 2-1-4 機械式継手(ねじ加工)

2本の鉄筋を、グラウトを使わず、ロックナット等をトルクレンチ等で締め付けることで機械的に固定し接合を行う工法である。

### 2-2 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

### 3. 施工歩掛

#### 3-1 加工

##### 3-1-1 施工歩掛

加工の歩掛は、次表を標準とする。

表3.1 加工歩掛 (1t当り)

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
世 話 役	人		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鉄 筋 工	人		2.3	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8
普通作業員	人		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
諸 雑 費	%		12						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。  
 2. 鉄筋強度、長さを問わず、同一歩掛とする。  
 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。  
 4. フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。  
 5. フレア溶接を行う場合は、フレア溶接費用を別途計上する。  
 6. 諸経費は鉄筋曲機・鉄筋切断機・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。  
 7. 鉄筋加工に伴う現場内小運搬を含む。

#### 3-1-2 鉄筋使用量

鉄筋の使用量は次式による。

$$\text{使用量 (t)} = \text{設計量 (t)} \times (1+K) \dots \dots \dots \text{式 3.1}$$

K: ロス率

表3.2 ロス率(K)

ロ ス 率	+0.03
-------	-------

### 3-2 組立

#### 3-2-1 一般構造物

一般構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表3.3 組立歩掛(一般構造物) (1t当り)

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
世 話 役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄 筋 工	人		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
普通作業員	人		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸 雑 費	%		8				11		

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。

2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スベータ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

### 3-2-2 橋梁用床版

橋梁用床版における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表 3. 4 組立歩掛(橋梁用床版) (1t 当り)

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)	
			13	16~25
世 話 役	人		0.4	0.4
鉄 筋 工	人		3.2	2.6
普 通 作 業 員	人		0.2	0.2
ラフテレーンクレーン 運 転	人	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.07	0.07
諸 雑 費	%		14	

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
  3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
  4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
  5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
  6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スベータ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

### 3-2-3 場所打鉄筋かご

場所打鉄筋かごにおける組立の歩掛は、次表を標準とする。

表 3. 5 組立歩掛(現場打鉄筋かご) (1t 当り)

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)			
		13	16~25	29~32	35
世 話 役	人	0.4	0.3	0.2	0.2
鉄 筋 工	人	2.8	2.1	1.6	1.1
普 通 作 業 員	人	0.2	0.2	0.1	0.1
諸 雑 費	%	6			

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
  3. 組立架台を必要とする場合には、別途計上する。
  4. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
  5. 場所打杭用かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。
  6. 固定金具や補強材（補強リング）の設置手間は含むが、材料費は含まない。
  7. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材およびスベータの重量は含めない。ただし、補強材およびスベータに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材およびスベータの重量を加算する。
  8. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

### 3-2-4 トンネル内構造物

トンネル内構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表 3. 6 組立歩掛(トンネル内構造物) (1t 当り)

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
トンネル 世話役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
トンネル 特殊員	人		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
トンネル 作業員	人		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーン クレーン 運 転	日	油圧伸縮ジブ型排 出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸 雑 費	%		8				11		

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。  
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。  
 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。  
 4. 組立架台や組立鋼材(形鋼)を必要とする場合には、別途計上する。  
 5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。  
 6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

### 3-2-5 差筋および杭頭処理

差筋および杭頭処理の組立歩掛は、次表を標準とする。

表 3. 7 組立歩掛(差筋および杭頭処理) (1t 当り)

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)						
		10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
世 話 役	人	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄 筋 工	人	3.3	2.8	2.0	1.6	1.3	1.1	1.0
普 通 作 業 員	人	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
諸 雑 費	%	2						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。  
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。  
 3. 組立に伴う現場内小運搬を含む。  
 4. 諸雑費は電気溶接機、電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

### 3-3 継手

#### 3-3-1 ガス圧接継手

構造物等によりガス圧接を必要とする場合には、次表を標準とする。

表 3. 8 ガス圧接継手歩掛 (100箇所当り)

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)					
		16~25	29~32	35	38	41	51
世 話 役	人	0.2	0.5	0.6	0.8	0.9	1.5
鉄 筋 工	人	0.5	1.3	1.7	2.1	2.5	4.2
溶 接 工	人	1.2	2.9	4.3	5.0	6.1	10.2

普通作業員	人	0.4	1.0	1.3	1.6	1.9	3.2
アセチレンガス	kg	5.0	6.5	21.0	35.0	38.5	105.0
酸素	m <sup>3</sup>	5.0	6.5	14.0	23.0	27.4	70.0
諸雑費	%	8					

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。  
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。  
 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。  
 4. 圧接前の配筋および圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。  
 5. 諸雑費はガス圧接装置・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

### 3-3-2 機械式継手(グラウト)

#### (1) 施工歩掛

構造物等により機械式継手(グラウト)を必要とする場合には、次表を標準とする。

表3.9 機械式継手(グラウト)歩掛 (100箇所当り)

名称	単位	鉄筋径(mm)						
		13	16~25	29~32	35	38	41	51
世話役	人	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
鉄筋工	人	3.4	4.0	4.5	4.7	4.8	5.0	5.3
普通作業員	人	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
諸雑費	%	1						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。  
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。  
 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。  
 4. グラウト材については、必要量を計上する。  
 5. 諸雑費は手動式注入器等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

#### (2) グラウト材使用量

グラウト材の使用量は次式による。

$$\text{使用量(個)} = \text{設計量(個)} \times (1+K) \cdots \cdots \text{式3.2}$$

K:ロス率

表3.10 ロス率(K)

ロス率	+0.03
-----	-------

### 3-3-3 機械式継手(ねじ加工)

構造物等により機械式継手(ねじ加工)を必要とする場合には、次表を標準とする。

表3.11 機械式継手(ねじ加工)歩掛 (100箇所当り)

名称	単位	鉄筋径(mm)						
		13	16~25	29~32	35	38	41	51
世話役	人	0.8	1.0	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5
鉄筋工	人	1.3	1.7	2.1	2.2	2.4	2.5	2.7
普通作業員	人	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
諸雑費	%	1						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。  
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。  
 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。  
 4. 鉄筋本体の材料費は異形棒鋼を計上する。  
 5. 諸雑費はトルクレンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

#### 4. 単価表

##### (1) 鉄筋加工 1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.1
鉄 筋 工		人		〃
普 通 作 業 員		人		〃
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排出ガス 対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃
鉄 筋 材 料	径〇〇mm	t		式 3.1
諸 雑 費		式	1	表 3.1
計				

##### (2) 鉄筋組立(一般構造物) 1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.3
鉄 筋 工		人		〃
普 通 作 業 員		人		〃
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排出ガス 対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	表 3.3
計				

##### (3) 鉄筋組立(橋梁用床版) 1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.4
鉄 筋 工		人		〃
普 通 作 業 員		人		〃
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排水ガス 対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	表 3.4
計				

##### (4) 鉄筋組立(場所打鉄筋かご) 1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.5
鉄 筋 工		人		〃
普 通 作 業 員		人		〃
諸 雑 費		式	1	表 3.5
計				

##### (5) 鉄筋組立(トンネル内構造物) 1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.6
鉄 筋 工		人		〃
普 通 作 業 員		人		〃

ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排出ガス 対策型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	表 3.6
計				

(6) 鉄筋組立(差筋および杭頭処理)1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.7
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	表 3.7
計				

(7) ガス圧接継手 100 箇所当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.8
鉄 筋 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
アセチレンガス		kg		〃
酸 素 表		m3		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(8) 機械式継手(グラウト)100 箇所当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.9
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
継 手		セット	100	
グラウト材		個		式 3.2
諸 雑 費		式	1	表 3.9
計				

(9) 機械式継手(ねじ加工)100 箇所当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.11
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
継 手		セット	100	
諸 雑 費		式	1	表 3.11
計				

## 4. 基礎工

## 4. 基礎工

オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出 ガス対策型(2014年規制)〕 <b>最大吊上能力</b> 70 ～90 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4	
	本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出 ガス対策型(2014年規制)〕 <b>最大吊上能力</b> 100 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3	
地盤改良機 械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	サントハイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイ テッドパーチカ ルドレーン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械		—	5.4	2.0	582	8

(注) 1. ～ 3. 【略】

3. 【略】

②・③ 【略】

## 17. 市場単価

市場単価方式により積算を行う工種

【削る。】

【削る。】

- ① 防護柵設置工（ガードレール）
- ② 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出 ガス対策型(2014年規制)〕70～90 t 吊を使用 する場合	4.9	11.9 (h)	490	4	
	本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出 ガス対策型(2014年規制)〕100 t 吊を使用 する場合	4.9	11.9 (h)	361	3	
地盤改良機 械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	サントハイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイ テッドパーチカ ルドレーン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械		—	5.4	2.0	582	8

(注) 1. ～ 3. 【略】

3. 【略】

②・③ 【略】

## 17. 市場単価

市場単価方式により積算を行う工種

① 鉄筋工（太径鉄筋を含む）

市場単価方式によるもの	(参考)市場単価方式によらないもの
<p>法面工のコンクリート法枠(現場打)工、擁壁工の補強土壁(壁面上端処理)工、鋼管・既製コンクリート打工の既製杭頭処理工(パイルハンマ工、プレボーリング・中掘工)、場所打杭工の深礎工、オープンケーソン工、ニューマチックケーソン工、付属施設工(洞門工及び各種コンクリート基礎工)、共同溝、橋梁上部工(鋼橋床版工、グレーチング床版架設工及び足場工)、RC場所打ホロースラブ橋、その他(河川、海岸、道路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版等の構造物)、さし筋(削孔等を行うあと施工アンカーは除く)、場所打杭の鉄筋かご、(オールケーシング、リバースサーキュレーション、アースオーガ、大口径ボーリングマシン)、トンネル覆工、電線共同溝</p>	<p>コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工、道路維持修繕の橋梁地覆補修工、橋梁上部工(ポストテンション桁製作工、PC橋架設工、ポストテンション場所打ホロースラブ橋、ポストテンション場所打箱桁橋)、沓座拡幅工、その他(特に加工・組立が困難な構造物)</p>

- ② 鉄筋工（ガス圧接）
- ③ 防護柵設置工（ガードレール）
- ④ 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

- ③ 防護柵設置工（落石防護柵）
- ④ 防護柵設置工（落石防止網）
- ⑤ 防護柵設置工（ガードパイプ）

⑥ 道路標識設置工

⑦ 道路付属物設置工

- ・視線誘導標

⑧ 法面工

- ・モルタル吹付工
- ・コンクリート吹付工
- ・植生基材吹付工
- ・客土吹付工
- ・種子散布工
- ・枠内吹付工（コンクリート・モルタル・植生基材）
- ・植生マット工、植生シート工、繊維ネット工
- ・植生筋工、筋芝工、張芝工

⑨ 吹付枠工

[削る。]

⑤ 防護柵設置工（落石防護柵）

⑥ 防護柵設置工（落石防止網）

⑦ 防護柵設置工（ガードパイプ）

⑧ 道路標識設置工

⑨ 道路付属物設置工

- ・視線誘導標

⑩ 法面工

- ・モルタル吹付工
- ・コンクリート吹付工
- ・植生基材吹付工
- ・客土吹付工
- ・種子散布工
- ・枠内吹付工（コンクリート・モルタル・植生基材）
- ・植生マット工、植生シート工、繊維ネット工
- ・植生筋工、筋芝工、張芝工

⑪ 吹付枠工

⑫ 軟弱地盤処理工

- ・サンドドレーン工
- ・サンドコンパクションバイブル工

○「工事における現場環境改善費の積算要領について」（令和2年4月1日付け元農振第3705号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行												
<p>工事における現場環境改善費の積算要領について</p> <p>土地改良事業等の工事を実施するに当たって、関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るために、工事における現場環境改善費の積算要領を別紙のとおり定めたので、適切に対応されたい。</p>	<p>工事における現場環境改善費の積算要領について</p> <p>土地改良事業等の工事を実施するに当たって、関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るために、工事における現場環境改善費の積算要領を別紙のとおり定め、<u>令和2年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとした</u>ので、適切に対応されたい。</p>												
<p>別紙</p> <p>工事における現場環境改善費の積算要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 積算方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。 また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。</p> <p>イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。</p> <p>ウ 費用が巨額となる<u>など</u>、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>ア 算出方法は以下のとおりとする。</p> <p>算出式</p> $K = i \cdot Pi + \alpha$ <p>ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 （処分費等を除く）</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;"><math>i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}</math></td> </tr> </tbody> </table>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$	<p>別紙</p> <p>工事における現場環境改善費の積算要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 積算方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。 また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。</p> <p>イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、<u>率で計上される額の50%を上限とする</u>。</p> <p>ウ 費用が巨額となる<u>ため</u>現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>ア 算出方法は以下のとおりとする。</p> <p>算出式</p> $K = i \cdot Pi + \alpha$ <p>ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 （処分費等を除く）</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;"><math>i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}</math></td> </tr> </tbody> </table>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）											
直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$											
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）											
直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$											

○「工事における現場環境改善費の積算要領について」（令和2年4月1日付け元農振第3705号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 新旧対照表

+ 支給品費 + 官貸額	5億円を超える場合	<u>0.34</u>	+ 支給品費 + 官貸額	5億円を超える場合	<u>0.43</u>
イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。			イ 率の計上されるものは、別表の <b>実施する</b> 内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ <b>ただし、いずれか1費目のみ2内容</b> ）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。		
ウ～オ [略]			ウ～オ [略]		
5 [略]			5 [略]		
6 特別仕様書等への記載について <u>特別仕様書には別紙2</u> の記載例を参考として <b>記載</b> する。 （記載場所を別紙2へ移動）			6 特別仕様書等への記載について <u>次の</u> 記載例を参考として <b>適用</b> する。 （新旧を別紙にて比較）		
7 適用 本通知は、令和 <u>8</u> 年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。			7 適用 本通知は、令和 <u>7</u> 年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。		

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 <u>ICT設備の充実</u> <u>作業負荷の低減</u>
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（ <u>交通誘導警備員待機室を含む</u> ） <u>衛生設備・厚生施設の充実等</u>
安全関係	工事標識・照明等安全施設の <b>充実</b> 盗難防止対策 <u>健康関連施設の充実</u> <u>野生生物・害虫対策等</u>
地域連携	<u>広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> <u>見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）</u> <u>社会貢献・地域対策費等</u> （地域行事等の経費含む） <u>現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u>

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<u>用水・電力等の供給設備</u> <u>緑化・花壇</u> <u>ライトアップ施設</u> <u>見学路及び椅子の設置</u> 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化 <u>健康関連設備及び厚生施設の充実等</u>
安全関係	工事標識・照明等安全施設の <b>イメージアップ（電光式標識等）</b> 盗難防止対策（ <u>警報器等</u> ）
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） <u>完成予想図</u> <u>工法説明図</u> <u>工事工程表</u> <u>デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</u> <u>見学会等の開催（イベント等の実施含む）</u> <u>見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u> <u>パンフレット・工法説明ビデオ</u> <u>社会貢献</u>

○「工事における現場環境改善費の積算要領について」（令和2年4月1日付け元農振第3705号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）一部改正新旧対照表 正誤表

(下線部は改正部分)

正	誤																				
<p>工事における現場環境改善費の積算要領について</p> <p>[略]</p> <p>別紙 [略]</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（<u>農家との調整</u>、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2 [略]</p>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減	営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等	地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（ <u>農家との調整</u> 、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）	<p>工事における現場環境改善費の積算要領について</p> <p>[略]</p> <p>別紙 [略]</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2 [略]</p>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減	営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等	地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
計上項目	実施する内容（率計上分）																				
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減																				
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等																				
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等																				
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（ <u>農家との調整</u> 、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）																				
計上項目	実施する内容（率計上分）																				
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減																				
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等																				
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等																				
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）																				

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">快適トイレの導入に関する試行について</p> <p>1 快適トイレの設置</p> <p>(1) 標準仕様を満たすトイレを設置することを標準とする。</p> <p>(2) トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア <u>洋式(洋風)</u> 便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能</p> <p>オ 照明設備</p> <p>カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク <u>周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</u></p> <p>ケ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）</p> <p>コ 鏡と手洗器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(3) 原則、全ての工事に適用するが、<u>設置基数を現場毎に必要な性を協議の上、決定する</u>ことから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 快適トイレの計上費用</p> <p>(1) 快適トイレの費用は、<u>57,000</u>円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、<u>設置基数を現場毎に必要な性を協議の上、決定する。</u></p> <p>※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額。</p> <p>(2) 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>57,000</u>円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（管轄費）に計上するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">快適トイレの導入に関する試行について</p> <p>1 快適トイレの設置</p> <p>(1) 標準仕様を満たすトイレを<u>男女別で各1台</u>設置することを標準とする。</p> <p>(2) トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア <u>様式</u>便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能</p> <p>オ 照明設備</p> <p>カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク <u>入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</u></p> <p>ケ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）</p> <p>コ 鏡と手洗器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(3) 原則、全ての工事に適用するが、<u>市場に全現場に備える快適トイレが流通していないと想定される</u>ことから、当初は金額を計上せず、<u>導入できた工事について</u>変更契約時に計上する方法とする。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 快適トイレの計上費用</p> <p>(1) 快適トイレの費用は、<u>51,000</u>円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、<u>男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000円／基・月が上限)</u></p> <p>※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額。</p> <p>(2) 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>51,000</u>円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（管轄費）に計上するものとする。</p>

○「快適トイレの導入に関する試行について」（令和3年3月31日付け2農振第3801号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 新旧対照表

(3) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能とする。

(4) [略]

【具体的な計上方法例】

①実際に導入した快適トイレ費用 70,000円／基・月の場合（積算上の差額 60,000円）  
計上する費用：57,000円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 40,000円／基・月の場合（積算上の差額 30,000円）  
計上する費用：30,000円／基・月

(別紙1)

特別仕様書記載例

1 [略]

2 特別仕様書  
建設現場環境の整備に必要な費用について、特別仕様書において次の記載例のとおり明示すること。

(記載例)

項目	内容
第〇章 その他 ○. <u>快適トイレ</u> の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア <u>洋</u>式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p>

(3) ハウス型等の~~男女別トイレが一体型となっている~~場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。

(4) [略]

【具体的な計上方法例】

①実際に導入した快適トイレ費用 70,000円／基・月の場合（積算上の差額 60,000円）  
計上する費用：51,000円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 40,000円／基・月の場合（積算上の差額 30,000円）  
計上する費用：30,000円／基・月

③実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス 100,000円／基・月（積算上の差額 90,000円）  
計上する費用：90,000円／基・月

④実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス 200,000円／基・月（積算上の差額 190,000円）  
計上する費用：102,000円／基・月

(別紙1)

特別仕様書記載例

1 [略]

2 特別仕様書  
建設現場環境の整備に必要な費用について、特別仕様書において次の記載例のとおり明示すること。

(記載例)

項目	内容
第〇章 その他 ○. <u>現場環境の改善</u> の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア <u>様</u>式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p>

○「快適トイレの導入に関する試行について」（令和3年3月31日付け2農振第3801号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 新旧対照表

	<p>ウ 臭い逆流防止機能                  エ 容易に開かない施錠機能                  オ 照明設備                  カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】                  キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示                  ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫                  ケ サニタリーボックス                  コ 鍵と手洗器                  サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】                  シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）                  ス 擬音装置（機能を含む）                  セ 着替え台                  ソ 臭気対策機能の多重化                  タ 室内温度の調整が可能な設備                  チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用                  快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。                  受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、<u>57,000円/基・月</u>を上限に設計変更の対象とする。                  なお、設計変更数量は、<u>現場毎に必要な性を協議の上、決定</u>する。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）を含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>(3) [略]</p>			<p>ウ 臭い逆流防止機能                  エ 容易に開かない施錠機能                  オ 照明設備                  カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】                  キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示                  ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫                  ケ サニタリーボックス                  コ 鍵と手洗器                  サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】                  シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）                  ス 擬音装置（機能を含む）                  セ 着替え台                  ソ 臭気対策機能の多重化                  タ 室内温度の調整が可能な設備                  チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用                  快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。                  受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、<u>51,000円/基・月</u>を上限に設計変更の対象とする。                  なお、設計変更数量の<u>上限</u>は、<u>男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）*までとする</u>。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）を含むものとし、<u>2基/工事（施工箇所）*より多く設置する場合や積算上限額を超える費用</u>については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p><u>※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。</u></p> <p>(3) [略]</p>	
--	--	--	--	--	--

(別紙2)	(別紙2)
<p style="text-align: center;">快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項</p> <p>建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(8)に配慮することとする。</p> <p><u>(1) 原則</u> 女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。</p> <p>(2) 全般 女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。</p> <p>(3) 設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。</p> <p>(4) 動線の配慮 男性トイレと、女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。</p> <p>(5) ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。</p> <p>(6) 照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。</p> <p>(7) 室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。</p> <p>(8) 性別の徹底 混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。</p>	<p style="text-align: center;">快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項</p> <p>建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(6)に配慮することとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(1) 全般 女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。</p> <p>(2) 設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。</p> <p>(3) 動線の配慮 男性トイレと女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。</p> <p>(4) ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。</p> <p>(5) 照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。</p> <p>(6) 室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。</p> <p>[新設]</p>